

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 並木和夫君を偲ぶ  |
| Sub Title        |   |
| Author           | 宮島, 司(Miyajima, Tsukasa)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 2012  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.5 (2012. 5) ,p.69- 70   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 特別記事 : 並木和夫先生追悼記事   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120528-0069">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120528-0069</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 並木和夫君を偲ぶ

長い間体調を崩され病床に臥せていたとはいえ、年齢的にはあまりに早い逝去であり、周辺の落胆は当然のこととして、並木君本人も残念でならなかったと思う。商法学者としてまだまだ遣り残した研究があったであろうからである。

彼の不在は、慶應の商法学にとっても大きな痛手である。商法学といってもその分野は非常に広い。商法学に含まれるものとして、会社法、商法総則、商行為法、手形小切手法、保険法、海商法などがあるが、最近では金融商品取引法もその重要な一分野を占めるようになってきている。並木君は高島正夫先生の一番弟子で、元々は会社法の研究から研究者への道を志すようになったようであるが、かなり若い頃よりこの金融商品取引法（当時は証券取引法と呼ばれていた）に目をつけ、アメリカへの留学を契機に、さらに深くアメリカ証券取引法の研究を行ない、日米比較証券取引法の研究を中心とした多く

の論文を公表するとともに、帰国後慶應義塾においても金融商品取引法の講座をまかされていた。

商法学者にも色々なタイプの者がおり、みな講義に關しては商法の全分野を満遍なくやるものの、自らの研究としては、もっぱら会社法研究だけやる者、手形小切手法研究だけやる者、保険法研究だけやる者、あるいは二、三の分野まで器用に研究対象とする者など様々である。並木君は、高島先生の弟子であるというその経歴からも明らかのように、会社法を基礎とした上で金融商品取引法を研究するという手法を若いうちからとり、金融商品取引法ができる商法学者として、学界から大いに期待される研究者であった。今でもあまり状況の変化はないが、多くの商法学者は金融商品取引法にまでは手が及ばず、なかなかこの法律に精通した商法学者が数少ない状況であったからである。

平成一七年会社法の改正では、会社法の中に金融商品取引法の一部取込がなされ、今年中に目論まれている会社法改正の中間試案でも、さらに会社法と金融商品取引法との融合がなされるべきであるとの提案がされている。その意味でいうと、並木君が元気で研究を続けてきてくれていたら、おそらく平成一七年の改正時も、また今回

の改正提案についても大いに意見を述べ、どのような形にせよ改正の大きな原動力となったのではないかと思うと、個人的に残念でならないし、学界にとっても大きな損失であった。

並木君は、慶應義塾の採用年度では私の一年下であるが、年齢的には確か私より三歳年下である（私の採用は二年間の研究生の後であるため）。したがって、彼が大学院の修士課程に入学してきたときには私は博士課程の院生であったと思われるが、彼の第一印象は、大変頭の切れる、なかなか学問的にはしつこさをもった後輩が出てきたというものであった。なかなか納得せず、高鳥先生や倉澤先生によく食い下がって質問していた姿が昨日のこのように思い出される。学部生時代からそのような評判があったという話を聞いたこともあるほど、学問に対して貪欲であったのであろう。ただ、ほどなくたぶん脳腫瘍だったと思うが、東大病院で手術することとなり、入院中にお見舞いに行った記憶がある。その後、元気に大学院に復帰され、私の一年後に慶應義塾に採用されることとなるが、なかなかユーモアに富んだ雑談をするなど、商法研究会の中をいつも和ませてくれるような存在であった。

私の中では、車椅子姿の並木君は薄らいでいる存在でしかない。思い浮かんでくるのは、あの若い大学院生のときははつらつとした彼の姿だけである。実質的にはもっと短くても、三五年近くも商法研究会の中で一緒に勉強してきた仲間の姿として頭に残るのは、病魔に侵されたそれではなく、おそらく一緒に過ごした若いときの姿だけなのかもしれない。

法学部教授 宮 島 司